

発行人：鈴木靖宏 佐野市越名町313 TEL 87-4115 FAX 24-9951

てんとう虫通信

令和6年
年末号

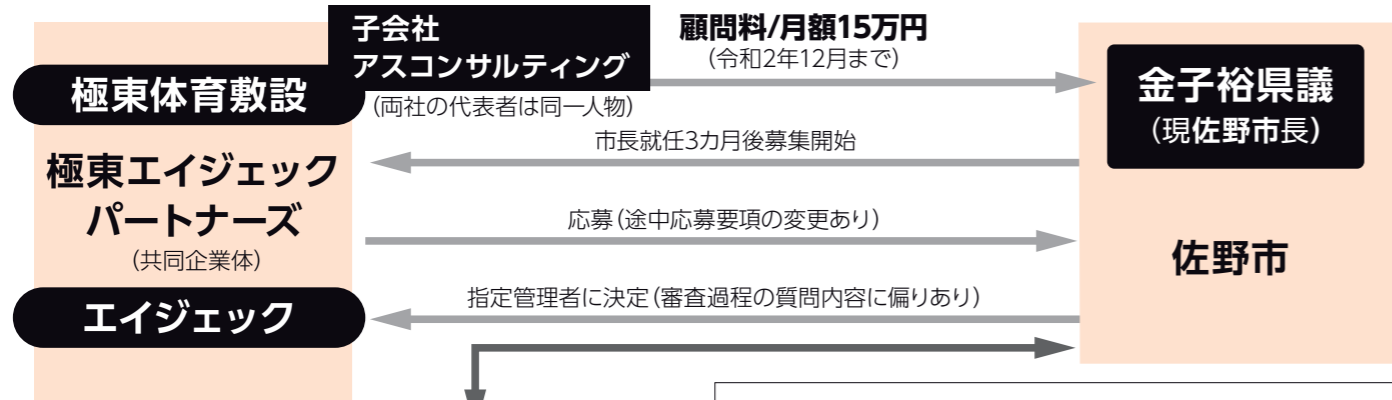
市民の皆さんに
いま議会での取組を
ご理解いただくために

佐野市議会に

100条委員会の設置が決定!!

なぜ、100条委員会を設置するのか(真相を解明するために)

市有施設(佐野市運動公園、佐野武道館、栄公園)の指定管理者として、極東エイジェックパートナーズが選定されていましたが、2023年10月に破産したことを受け、市議会では「指定管理者の在り方調査特別委員会」を設置し、今回の問題点の解明を進めましたが、そこで解明できない大きな疑義が3点ほど有るため、より権限の強い100条委員会を設置し解明に当たります。



市議会「指定管理者の在り方調査特別委員会」は以下の件について市当局の回答を求めた。

1. 調査項目を78項目に分類し書類提出を求める
2. 事務検査で疑義を16項目に整理し中間報告
3. 中間報告16項目を含む34項目に書面で回答を求める

それでも解明できない大きな疑義3点

1. 途中での募集要項の変更
 2. 偏りのある選定!?
 3. 市長と業者の関連性!?
- (詳細は内面の市議会議会報告会資料をご覧ください)

これを解明するためにより権限が必要

100条委員会の設置



下野新聞 令和6年11月22日より

トピックス

●葛生清掃センター焼却施設等改修工事 予算額21億9,600万円

葛生清掃センターは開設から31年が経過し焼却施設の老朽化が進み、どのように対応すべきか検討した結果、焼却設備等を更新し継続して稼働させることとした。工事期間2年間 大規模修繕後の耐用年数10年以上

●西中学校小中一貫校整備事業 総工費約86億円

「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画実施計画」において佐野西中学校区義務教育学校を整備する。天明小・植野小の一部、旗川小、吾妻小を通学区域とし、西中東側校庭に校舎を建設する。令和10年もしくは11年に完成を予定している計画です。

●市役所南「市民広場駐車場」の有料化と終日利用(実施で6年かかりました)

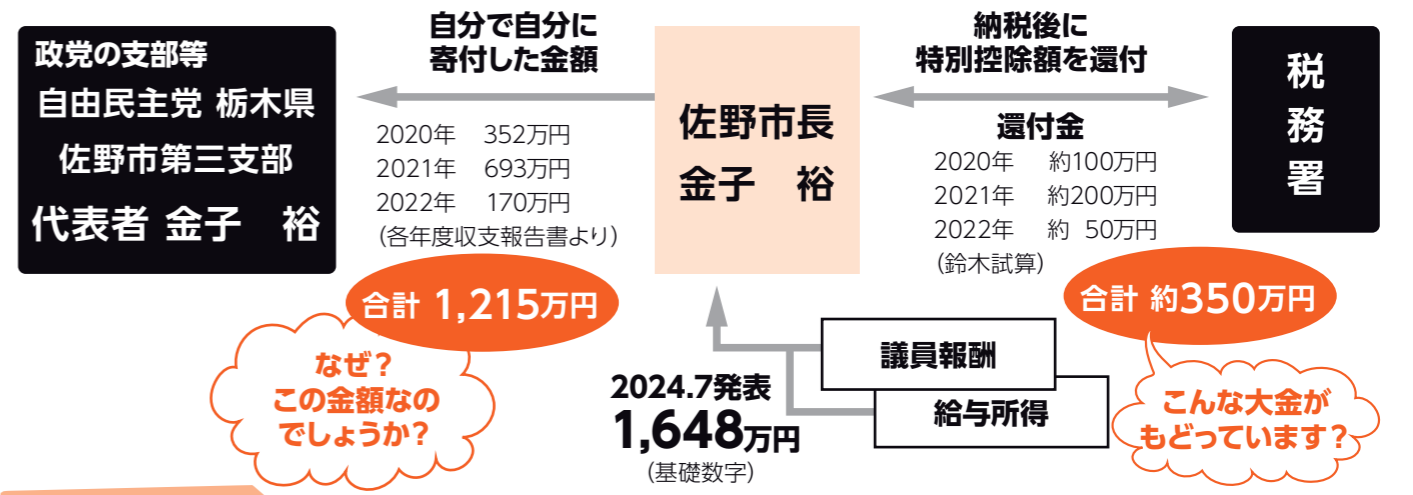
平日夜間閉鎖している市民広場駐車場は令和7年1月6日より終日利用ができ、入庫後3時間は無料、以降1時間毎に110円(税込)、市役所利用で3時間を超える場合は認証機の処理で無料になる。よって、市役所利用者に支障を来すことなく目的外や長時間の利用を抑制し、まちなかの活性化に寄与するものです。

政治とお金

最近よく耳にしますが
こんなこともできます

政治家が自分の政治団体等に寄付した場合 税金の控除が受けられる仕組みがあります。

自分のお金を自分の政治団体に寄付して、その分を税務申告すると寄付額の約3割が特別控除されます。税金を控除したうえで自分が使える。一般人がこの制度を使うのは理解できませんが。政治家本人がこれを自分のために使うと、**税のがれの資金造り**と言われてしまいます。



下野新聞 令和6年10月6日より

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査について

令和6年11月20日
指定管理者制度の在り方調査特別委員会

【調査の目的】

指定管理者制度の在り方を見直す上で、書面検査等で指摘された疑義の解明が必要であるが、地方自治法第九十八条第一項に基づく検査権ではその解明が難しいことから、同法第百条に基づく調査権により疑義の解明を目指すことを目的とする。

【調査の内容】

指定管理者の「募集」並びに「選定」の過程において指摘された疑義を調査の対象とし、その二つの過程に携わった関係者及び、それらに関連し疑義の生じた関係者の証言を求め、事実に基づく疑義の解明に向けた調査を行うものである。

なお、具体的な調査事項としては、以下の3点とする。

【調査事項】

1. 募集要項の変更における疑義について

『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』における疑義に対する執行部の書面での回答において、「今回の修正は、応募予定事業者から『佐野市アリーナためま等7施設指定管理募集要項にある複数の屋内外体育施設を一括管理する指定管理者実績を有することがないのはなぜか。また、PFIの構成員等の運営実績を含めてよいか』との質問を受けたことに起因する」とのことであった。

しかし、指定管理者の公募に際して令和3年7月に示された募集要項が、翌8月に前記の応募予定者の質問書によって変更となり、しかも、追加された要件が、質問書を提出した事業者、又は、共同する事業者が有する要件（具体的にはPFI実績又は、複数の施設を一括管理する指定管理者実績）であったことは、その応募者を利する為の要項の変更であったと捉えられる。

つまり、募集要項の変更により応募を断念した事業者がいた可能性も含めると、著しく公平性、公正性を欠くものであり、変更の必然性と正当性についての説明、並びに特定の事業者への配慮や、他からの働きかけが無かったのか等について、関係者の証言を求めるものである。

2. 選定過程における疑義について

『指定管理者制度の在り方に関する関係書類の検査』において、「質疑の仕方と内容に偏りがあった」また「恣意的な質疑が行われた」といった疑義があるとの指摘に対し、執行部の書面での回答において、「当該推薦状がどういったものなのかを確認するための質疑」であり、また「質疑の仕方や質疑内容に不自然な点はないと考えており、偏りがあった・恣意的な質疑が行われたという認識はございません」とのことであった。

しかし、他の質疑に対し、「関心表明書と団体推薦状につきましては提出を求めてはならず、選定に活用することもない」と回答しているにも関わらず、選定委員による審査において「推薦状」に関する質疑が複数の委員から行われた上、最後に委員長からも「推薦状」に関し質疑が繰り返されたことは極めて異例なことである。

しかも、応募資格の欠格事由に該当する重要な事項（具体的には納税状況の瑕疵）に対しては、何ら疑義を持つことなく見過ごしていた一方で、先に述べた「推薦状」に対して複数の委員が疑義を持っていたこと自体、極めて不自然なことであり、偏りのある評価、並びに恣意的な質疑等に対し、関係者の証言を求めるものである。

3. 市長と当該事業者との関係性に関する疑義について

前述の「募集」、並びに「選定」における疑義の背景として特筆すべきは、金子市長が県議時代に、今回指定管理者として指定後1年半で破綻に至った事業者と顧問契約を締結し、長期にわたり月15万円の顧問料を受け取っていた事実が、議会質問を通じて明らかになったことと、顧問契約を解消した4か月後に行われた市長選挙において、当該事業者と思われる関係者が、金子市長後援会事務所に多数足を運んでいた、という証言が複数寄せられていることである。

そして、市長当選の3か月後に今回の指定管理者の公募が行われ、その過程において、先に指摘した募集要項の変更、並びに選定委員会での偏りのある評価や、恣意的な質疑がなされたことから、「関係性が断ち切れない中で指定管理者の選定に至ったのではないのか？」といった、市長と当該事業者との関係性に疑義が生じ、その実態の解明を抜きにしては、根本的な疑義の解明には至らないものとするものである。

そこで、そのような関係性が、指定管理者の「募集」、並びに「選定」に対して影響を及ぼすようなものであったのか否か、等について実態の解明が必要であり、下記項目に関し関係者の証言を求めるものである。

- ①金子市長の県議時代のアスコンサルティングとの顧問契約書の内容について
- ②市長選挙の際の、金子市長後援会事務所と当該関連団体との関わりについて
- ③市長就任後の、金子市長と当該事業者との面談について

以上

(赤アンダーラインは鈴木が記入したものです。)